

## 七、法案改正の内容

我々はジレンマに陥った。

一方、AJDT/DSCの助川氏は、第二議員会館で開催された「ダンス議連総会」で、現在の風適法の対象営業、第3号、第4号の削除(法案の内容は後述する)を求めると、これまで常に共闘してきてくれた。

また、田中代議士も、自民党が手を引いても法案が提出できるように、民主党だけで議員立法を提出できる衆議院議員の賛成者21名を確保してくれていた。

しかし、民主党から提出しても、自民党が反対に回ってしまえば法案は廃案となってしまう。

田中代議士は自らのメンツを捨てて、「大切なのは、少しでも前進することだ」と言って下さった。

時は経過してゆくが解決策はない。苦渋の決断をした。と言うよりも、せざるを得なかった。

私も全精力を傾けてきた現在、再度裁判に戻る気力は残っていなかった。

最初は、上申書にも書いた様に、警察庁が自主的に改正するのが「ベスト」であると思っていたのである(内容はともかく、その形になってきた)。

途中からダンス議連やマスコミの力により、思いもかけない明るい前途が開けてきていた。

助川氏やダンス関係者、ダンス愛好家が参加して、全員で「風適法からの完全除外」の達成も見えてきた、と思った。当然、それを目的として進んできたのだ。

ここで妥協することは、ある意味で「敗北」と言えるかもしれない。苦しかったが何時か、助川氏にも分かって貰えるのではなかろうか。100パーセントの成果でなくても、ゼロよりは良いと思わざるを得なかった。

我々と警察庁の主張の中間、即ち「政治的決着」には以上の様な経緯があった。

今回、完全に風適法からの撤廃は出来なくても、少しでも前進し、再度ダンス界の足並みを揃えて、次は完全なる除外に成功する様に、足がかりだけでも築いておきたかった。

警察庁と詰めの話し合いを始めた。

終戦後、警察庁は映画館にも風営法の網を被せようとしたことがあった。青少年に有害な暴力やセックスを扱った映画を規制する為である。

しかし、映画業界は「映倫」を発足させ、自主規制することにより風俗営業に取り込まれることから免れた。その成功の実例を聞いていた。

法律を改正することは、考えていたより何倍も難しいことが私には解ってきた。妥協

するのが最善とは言えなくとも、現状より前進であると考えた。

しかし、覚悟を決めたからには、ダンス人が蒙ってきた犠牲を出来るだけ少なくすることを考えよう。

少なくとも、資格保持者が経営する教室は、[風俗として] 学校や病院などの地域制限などに縛られる事があってはならない。ダンス教授所が、風俗営業として申請することなどが無い様に、法律からダンススクールを削除することも必須の条件である。(第四号の[ダンスホールその他]の削除)

警察庁が内閣法制局と作る法案を[ダンス議連]と相談しながら監視の目を光らせることにした。

それでは、現在の法律をどの様に改正するのが良いのであろうか。

[風適法の目的]は、次の如くである。

[第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び風俗関連営業について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。]

この、第一条にある、[善良の風俗と清浄な環境の保持][少年の健全な育成に障害を及ぼす]などが、ダンススクールを営業する上で危惧されるものであろうか。何れにしろ、ダンス教師の資格自体、国が管理し特別な資格とする必要もないし、公益的な必要性や社会的要請もなく、その必然性も存在しないことは明らかである。

次に[風適法]により規制される第2条の営業区分を見てみよう。

[第2条 この法律において、風俗営業とは、次の何れかに該当する営業をいう。]として、第1号から第7号までの定義がなされていた。

例えば、第2号は、[バーその他、客の接待をして、客に飲食をさせる営業]であり、第7号は、[パチンコその他の遊技場]である。

その中で、ダンスに関するものは、第1号、第3号、第4号であった。

即ち、

第1号は [キャバレーその他、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業]

第3号は [ナイトクラブその他、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさ

せる営業]

第4号は「ダンスホールその他、設備を設けて客にダンスをさせる営業」

となっている。第1号は「ダンス、接待、飲食」。第3号は「ダンス、飲食」。第4号は「ダンスのみ」というわけである。

ダンス教授所は、第4号の「客にダンスをさせる営業」の「ダンスホールその他」に入れられていたのである。

当時、首都圏のダンスホールは、ランデブーが廃業し、東宝(日比谷)、ステレオ(新宿)、新世紀(鶯谷)、白馬車(横浜)の4軒のみであった。

しかし、全てのダンスホールは第1号営業のキャバレーと同じ認可で営業していた。これは、飲食を提供していると共に、歡樂的雰囲気かどうかは別として、ダンサーが客の相手をしているためであった。(接待にあたる)

即ち、第4号の「ダンスホールその他」は、明らかに「ダンス教授所」を想定したものであり、「ダンス教授所」を直接表に出したくない為に、「ダンスホールその他」として、世間の目から隠すものであり、「隠れ蓑」にしたものである。

正に欺瞞そのものであった。

また、我々のダンススクールは、「客にダンスをさせる営業」ではなく、客にダンスを教授する営業であることは、スクールを覗いてみれば誰にでも判ることであろう。

警察庁は、ダンススクールを自分たちの権限内に留めておく為に、この様な姑息な手段を採っていたのである。

連盟としては当然のことながら、風適法第2条、第1項、第4号を削除し、同第1号の「キャバレー」を「キャバレー、ダンスホール」に改めることを求めた。

私は、連盟が行っている「ジュニア育成」や「小学校の授業」での実績を掲げ、世間一般のダンスに対する理解度を武器に、政治家と警察庁に食い下がった。

警察庁は、「次期臨時国会にてダンススクールを風適法から除外する法案を閣法として提出するから議員立法として本国会には提出しないで欲しい」と言ってきた。

また、ある自民党の議員は「警察庁はパチンコ業界との絡みで許認可を手放すことには、どんなことをしても抵抗しようとしている」と話してくれた。

しかし、生活環境課長の交代で法律改正の作業が進まず、秋の臨時国会への提出は困難である、との事が伝えられてきた。

その間も、我々は手を拱いていたわけではない。

5月9日、全国のダンス教師協会から30数名が出席して、第五回ダンス議連総会に出席、法改正の早期達成を要望した。

7月10日、成田頼明横浜国立大学名誉教授を座長とした9名の外部有識者による

[時代の変化に対応した風俗行政の在り方に関する研究会]に諮問があり、12月12日、約20,000語に及ぶ答申書が纏められ、自治大臣に提出された。

その中で、「ダンススクールは、営業に係わる各種法令違反や風適法に基づく行政処分の件数が少なく、健全化が図られていると認められること」、「ダンスを教授するという[技能指導]的側面があり、風俗営業の要素としての歡樂的雰囲気極めて少なくなっていること」。

「以上のことから、ダンススクールを風適法からの許可対象から除外しても差し支えないものとする」との答申があった。

この答申を受けて局面は大きく傾いていった。

警察庁は改めてダンス業界からの意見聴取を行った。出席者は、全ダ連、連盟、AJDT、BDFJ他であった。

同時に警察庁は、関係各省庁との調整、及び関連法との整合性を図りながら取り急ぎ改正案作成の為に詰めの作業に突入した。

12月25日、連盟から私と外村事務局員が警察庁生活環境課に呼ばれ、新しい課長及び担当者と初めての会合を行い、今後の打ち合わせを行った。

平成9年12月も押し詰まった頃、風適法改正を求めるダンス愛好家30,000人強の署名簿が衆議院議長に提出され受理された。

平成10年1月、連盟のプロ選手会からも風適法改正の請願書が提出された。

同年3月、ついに警察庁提出予定の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正案がダンス議連で討議され、承認された。

ダンスに関する改正案は以下の通りであった。

## 理 由

ダンスに関する現在の社会通念、及びダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業のうちキャバレー、ナイトクラブ等以外のものの営業の実態にかんがみ、これらの営業を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制の対象から除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 一、ダンスホール、ダンススクール等の風俗営業からの除外

ダンスホールその他、設備を設けて客にダンスをさせる営業のうちキャバレー、ナイトクラブ等以外のものを、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制の対象である風俗営業から除外すること。

(第2条第1項関係)

## 二、その他

1. この法律は、公布の日から起算して3月を越えない範囲において政令で定める日から施行するものとする。
2. その他所要の規定の整備を行うこと。

法、第2条、第1項、第4号の文章が下記の如く改正された。

「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第1号若しくは第3号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者、その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)」

風適法に関する法律施行令一部を改正する政令(平成10年政令277号)

第1条 風適法第2条第1項第4号の政令で定めるダンスの教授に関する講習は、  
[社団法人全日本ダンス協会連合会]又は[財団法人日本ボールルームダンス連盟]がダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習であって、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものとする。

第1条の2 前条に規定する講習の過程を終了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより推薦した者とする。

即ち、[全ダ連]と[連盟]が行う講習を受け、試験に合格した者、又は、推薦した者が教授する教室は風俗営業から除外されることになったのである。即ち、これまで[全ダ連]の資格を取得していない者で、連盟の指導者資格を取得している者は全て[推薦]を受けて、連盟が発行する[プロ・ダンス・インストラクター]の認定を受けられることになった。

以上、未だ政令によって定める(財団法人日本ボールルームダンス連盟又は社団法人全日本ダンス協会連合会が行う)合格者又は推薦者のみであるが、その人たちが経営する教室は風俗営業から除外されることとなったのである。

この様に、法の改正は我々が求めた形になったが、括弧内にある「政令で定める者」との警察庁の要求に妥協せざるを得なかったのは残念であった。

3月6日、風適法改正案が閣議決定された。

同日夕、新聞、テレビでこのニュースが報じられ、ダンス界を一気に駆け巡った。

5月7日、衆参両院本会議で風適法の改正案が可決。翌日公布された。  
8月11日、閣議に於いて、改正風適法施行令の決定。  
10月27日の官報<sup>かんぽう</sup>に掲載<sup>けいさい</sup>。  
平成10年11月1日から施行されることとなった。

完全なる除外ではなかったが、大きなステップを踏み出したことは確かであろう。

然し、考え方としてはダンスそのものが除外されたのではない。ダンス・スクールが[風適法]から除外されただけである。未だに、ホテルのロビーなどでお客さんが踊ることは許されていない。

早く西欧並みに、一般の人の前で、誰でも、何処でも自由に踊れる様にならないと、真の[風適法からダンスを除外する]とは言えないのではなかろうか。

何時の日か、誰かが引き継いで完成してくれることを信じ、私の挑戦はこの辺でひと休みする事としよう。

疲れた。あの3年間に亘り蓄積された[ストレス]が、その後、見つかった[癌]の進行に大きく係わっていたのではないかと、医者に言われたのを思い出す。

私は、結果を心から喜ぶことは出来なかったが、亡き親友と約束した[法の改正]を終えることが出来たことが大きな慰<sup>なぐさ</sup>めとなった。

しかし、風適法改正は未だ私を自由にしてはくれなかったのである。

連盟も、風適法改正による「資格付与<sup>しかくふよ</sup>」を行うためには、規定の整備を急がなければならなかった。

榊岡専務と斎野事務局長の要請により、警察庁との窓口を私が行うことになった。それまで、警察庁と直接に対立していた[私に]である。

僅か半年で、寄附行為<sup>きふこうい</sup>(社団法人の定款にあたるもの)を始めとする各種規定間の整合性<sup>せいごうせい</sup>を図りながら、改定または新規に作成しなければならない。

[講師及び試験委員の認定] や [指導者資格認定規定] [定期研修会施行規則]の手直しや [プロ・ダンス・インストラクター (以下、PDIと略す) 資格認定規定] 同様に [PDI講習及び試験運用細則] [認定教室の登録及び運営の適正化等に関する規定] [懲戒規定] などの新規制定などである。

新設された各種規定は全て警察庁の同意なくして加除改廃<sup>かじょかいはい</sup>することは出来ない、とされていた。

内容についても種々の制約を受けた。例えば、試験・講習を行うブロック割りである。それまで連盟が行ってきた5総局制による認定には、警察庁・生活安全課の担当者は

[ガン]として首を縦に振らない。

山口県が[九州ブロック]に入っていることや、東北から関東・甲信越、その上沖縄県までが[東部ブロック]など[とんでもない]と言って、全国を8~9のブロックに分けることを絶対条件として要求してきた。

それまで各県に教師協会があり、それを全国の5つに分けられた総局が束ねてきた経緯を説明しても…、

「その様なことは一般常識として通らない」の一点張りである。確におかしいことは、私も認識していることであつたから強いことは言えない。

「お宅の連盟は公益法人でしょう。それなら各種の規定を整備して、規定通りに運用しなさい。」の一言であつた。(もつとも当たり前・当然なことである！)

連盟は、新しい規定で、講習料・受験料を30,000円乃至50,000円への値下げを申請したが、全ダ連の強硬なる値上げを要求した為に、間をとって70,000円に落ち着いた経緯もあつた。警察庁も両者が、同じ値段を選ぶことを要求したのである。

それでも新しい各種の規定が出来あがってくるにつれて、担当者の対応が当初の頃と格段に変わってきたことを感じた。むしろ、連盟に好意的とも言えるほどであつた。

全国を9つのブロックに分け、全国いっせいに年に2度の講習会と試験を行うことが出来る目処があつた。各総局、各県の協会の協力も大きかつた。

平成11年春、第1回[PDI認定講習と試験]を行った。しかし、結果は思わぬ事態となつた。合格率が僅か[27.4パーセント]という低い成績だったのである。

しかし、そのことが警察庁の印象を良くしたのであるから解らないものである。

合格発表の後、各地のブロックから、

「以前の(全ダ連の)様に試験問題を教えてくれなければ、講習が出来ない。」との声が上がってきた。しかし、委員会は頑ななほど…、

「決められた試験範囲の中から出題する。」「答案の中身を教えるなどトンデモナイ」と厳正に試験問題の漏洩を許さなかつた。

厳重に封印されて本部から送られた試験問題は、試験当日に本部から派遣された委員とブロックの試験管理責任者の立会いの下に開封され、受験者に配られた。

誤って事前に開封してしまったブロックの責任者は、厳しい叱責を受け、その上、後日[始末書]を提出させられる羽目に陥つた。

当初、試験当日監督に見えていた県警の担当者も、連盟の公正なる試験を見て納得したのか、後の試験を視察に見えることは殆どなくなった。

受験者、彼らを教える立場の人も、試験範囲全てを良く学ばなければ合格出来ないことを理解してきた。

それでも、中には…、「連盟の試験は難しいから、と言って受験者が[全ダ連]に行ってしまうのではないか。」と言う人がいたが、当初の方針通り厳正な講習と試験を遂

行していった。

結果として、連盟の資格の権威が認められ始めた。そして、何よりも嬉しかったことは…、[受験者が真剣にセオリーを学ぶ]という姿勢が見え、講習を担当する講師も、「真摯な態度と前もって勉強する事で」資格取得者の質の向上が図れたことであった。

アマチュア技術検定試験合格者への「実技試験免除」など、まだまだ改善しなくてはならない余地はあるが、連盟として権威の有る、公正な講習と試験が確立される状態にあることは皆が理解し始めてくれた。

この「P.D.I.」合格者を、連盟の「商業5級資格者」と認定し、その上の4級から1級、そして試験委員の認定へと認定試験は、その後完備されてゆくのである。

(以上、風適法の改正 完)